

# 史料紹介 黎明館「幕末・明治 初公開資料展」出陳文書

解題

崎山 健文

本稿は、令和五年六月六日から八月二十七日にかけて鹿児島県歴史・美術センター黎明館で開催された企画展「幕末・明治 初公開資料展」に出陳した古文書の中から、紙幅の許す限り翻刻するものである。収載文書目録は次のとおりである。

- ① 山田壮右衛門書状案 (万延元年) 日付なし 天璋院付御年寄つぼね宛
- ② 奈良原喜左衛門起証文 嘉永六年 七月三日 葉丸半左衛門宛
- ③ 葉丸長左衛門覚書 (文久元年) 六月四日
- ④ 葉丸半左衛門覚書 (文久元年) 六月四日
- ⑤ 藤井良蔵書状 (文久三年) 十月八日 家族宛
- ⑥ 井上石見書状 (慶応四年) 四月二十日 高崎兵部宛
- ⑦ 小松帯刀書状 (慶応四年) 三月二十七日 肝付丹波宛
- ⑧ 南部弥八郎書状 (慶応四年) 五月十日 岩下方平宛
- ⑨ 南部弥八郎書状 (慶応四年) 五月二十二日 岩下方平宛
- ⑩ 吉井幸輔書状 (慶応四年) 六月二十五日 岩下方平宛
- ⑪ 吉井幸輔添状 (慶応四年) 六月二十五日 岩下方平宛
- ⑫ H. シーベル書状写 一八七四年 正月三十日 上野景範宛
- ⑬ 西郷吉之助書状 六月十八日 大久保一蔵宛
- ⑭ 仲津消息 十月十四日 吉祥院宛
- ⑮ 仲津消息 十月十五日 吉祥院宛
- ⑯ 上野良太郎(町田久成)書状 (慶応元年カ) 大久保一蔵宛

以下、簡単に内容を説明する。

- ① 山田壮右衛門(為正)は島津斉彬の側近として知られ、同人の遺言を記録した人物である。『鹿児島県史料 斉彬公史料四』に「山田為正日記類」として八点の日記類が収載されており、人物の詳細はこの解題を参照されたい。本状は、参府途上の筑前で桜田門外の変の一報に触れ、病と称し一旦国許に引き上げた藩主島津茂久の再参府がなかなか進まない理由を江戸城大奥の天璋院に伝えるべく、御年寄つぼね(幾島)に宛てたものである。山田は参勤預を幕府に認めさせるため、島津家の縁戚大名の間を周旋するが、その日付等は前出『斉彬公史料四』の「山田為正明細日記」で確認できる。江戸生まれ・江戸育ちの山田が国許の藩士を客観的に分析し、同調圧力が強いこと、強すぎる忠義心が却って災いしていることなどを指摘していて興味深い。
- ②・③・④ 葉丸自顕流宗家に伝来した史料。②の奈良原喜左衛門は生麦事件でリチャードソンを殺害した一人として知られる。寺田屋事件(文久二年)の鎮撫使奈良原喜八郎(繁)は弟。ここでは冒頭の「起証文」という文言に着目したい。江戸時代、武道を修行する者は入門の際、師匠に「起請文」を提出しなければならず、その様式は、他言無用とか私闘禁止など遵守すべきことを記した「前書」と、それを神に誓う「神文」から成る(村山輝志「武道の文化性―東郷重位(示現流)宛の起請文を中心にして―」。一方「起証」は『大漢和辞典』によると固い約束の意である。②は「神文」部分がなく、「起証文」というタイトルに相応しいものといえる。葉丸家文書には、天保く元治期の「起証文」十五点が確認できるが、「起請文」は一点もない。ちなみに、

②は『鹿児島市史Ⅲ』七〇三頁に翻刻されているが、冒頭は「起請文」と誤植されている。

③は、前後が欠けており、誰がいつ書いたかも記されていないが、「起請文」の前書案と思われるくだりに続いて「神文・血判<sup>二</sup>ハ決而不及<sup>一</sup>」とあり、神に誓う部分は不要と明確に指示している。紙幅により今回翻刻できなかつたが、四月二日付（年紀不明）、薬丸長左衛門（兼武）宛の嫡男薬丸壹之助書状に、「誓詞（＝起請文）前書」を起草して送つてほしい旨記されており、③はその返書と見え、冒頭に「前書」案を、次に「神文」不要を指示し、文言については弟子達の意見を聞くよう伝えている。

この時点で誓詞の書式も決まっていなから、薬丸自顕流が藩の公認を得ているはずもなく、その上、長左衛門は「不宜聞得之趣有之」（薬丸家文書・島津但馬申渡書）という判然としない理由で屋久島に配流されていた。危機的状況と言え、長左衛門は屋久島にありながら、鹿児島島の嫡男壹之助（のち半左衛門、兼義）や門弟等と書状を介し師弟関係を継続しており、重要な案件は屋久島へ相談の書状が送られている。

長左衛門が「起請文」という型にこだわった理由を明らかにする紙幅はないが、③の冒頭にあるように、彼らの拠り所は積年の修行に裏付けられた剣の実力であったのであろう。神に頼らず実力のみを頼りとするその考え方は、極めて合理的で、異彩を放っている。

長く御家流ともいべき地位にあり、「起請文」の提出を求める東郷示現流（村山輝志同上）に対し、薬丸自顕流はいわば新規参入者であり、大胆に違いを表現することが求められたとも考えられる。長左衛門は天保六（一八三五）年閏七月、屋久島に没し、その後、年紀は不明だが、薬丸半左衛門宛に「此節剣術師家被召立候付」という申渡しがある。系図『鹿児島市史Ⅲ』によれば、長左衛門の嫡子が半左衛門を名乗るのは天保九年であるので、この年以降公認を得たものと見られる。

④は、薬丸半左衛門が当主である文久元（一八六一）年の史料であるが、御側役勤小松帯刀の命によって門下で腕の立つ者を報告したものである。注目したいのが、この翌年が島津久光の率兵東上の年であるということ、ここに挙げられた十一名に薬丸自身を加えた十二名のうち確認できた九名全員が什長もしくは伍長といった指揮官クラスで供奉を命じられている。『鹿児島県史料 玉里島津家史料一』一八〇号。また、このうち四名は寺田屋事件の鎮撫使を務め、二名は生麦事件で任務を果たしている。結果として、刀によって解決せねばならない事案は薬丸自顕流の面々が中心を担っているが、長く公認されず、流派の実力を示す機会に飢えていた彼らは見事に任務を成し遂げ、朝廷での久光や薩摩藩の評価を押し上げたのみならず、自らの出世にも繋がった。このような人選を認めた久光の慧眼も忘れてはなるまい。

⑤・⑥ 鹿児島城下福ヶ迫諏訪社（現長田神社）の神職を務めた井上家旧蔵文書である。⑤の藤井良蔵（のち良節）は、井上出雲の変名である。嘉永朋党事件（お由良騒動）に関与し、嘉永三（一八五〇）年に出奔。同じく出奔した木村仲之丞（のち村山松根）等と共に福岡藩主黒田斉溥に保護された。その後藩命により京都に上り、近衛家に入りました。本状は、島津久光が十月三日に入京したことが記されていることから、文久三（一八六三）年のものとわかる。ちなみに藤井の入京は九月二十七日である。当時の京都藩邸の様子や、後の岡崎屋敷のことと思われる練兵場の下見の記述など興味深い。

⑥の井上石見は藤井の弟で、文久期以降は京都の公家間を周旋し、岩倉具視と大久保・小松を繋いだ人物として知られる。本状は、判事として箱館裁判所に赴任する直前に、高崎兵部（五六）にその心情を伝えたもの。箱館裁判所は、司法のみならず開拓を含む蝦夷地全般の政務を管轄しており、井上は実質的な責任者として赴任する。蝦夷地の未来について熱い口調で記している。しかし、八月、扨提・根室方面に視察に赴いたまま船ごと行方不明となり、二度ともどらなかつた。

⑦ 小松帯刀の生家、喜入領主肝付家に伝来した書状。大坂の小松から鹿児島の実兄肝付丹波宛。慶応四（一八六八）年二月下旬以降の動静を報せている。江戸無血開城に触れ、戦争を回避できればこの上ないこととし、西郷・大久保らの積極的な武力討幕派と一線を画していたことが如実に表れている。

⑧・⑨ 岩下方平家旧蔵史料。南部は、文久二（一八六二）〜慶応二（一八六六）年の間、横浜・江戸で収集した情報を薩摩藩に届けた。詳細は『鹿児島県史料 南部弥八郎報告書』全二巻の解題を参照のこと。南部のその後を知る史料は少なく、慶応四（一八六八）年の本状は貴重である。宛所の岩下は薩摩藩の家老であるが、江戸詰が長く旧知の間柄と見える。これによると南部は勝海舟や外国人からの借金返済を理由に岩下に「御船奉行見習」・「開成掛」からの異動を懇願している。『鹿児島県史料 忠義公史料六』四六九号によれば、勝海舟からの借金五十両は、詳細不明ながら、翌年島津忠義が返済しており興味深い。また南部の出自は明らかになっていないが、書中に「鹿児島島の叔父」の存在が記されており、検討が必要である。

⑩・⑪ 岩下方平家旧蔵史料。敦賀の吉井から京都の岩下宛。吉井は城下加治屋町の出身で西郷・大久保と幼馴染。最新の武器の準備が整っているのに支払いの遅れにより前線に届かない苛立ちが窺える。添状には、庄内へ出入りする船を臨検し情報収集することを提案している。

⑫ スイスのチューリッヒ在住の貿易商ヘルマン・シーベルからイギリス在勤の薩摩藩出身の外交官上野景範へ宛てたものを外務省で翻訳したもの。同じく薩摩藩出身の医学留学生尾崎平八郎が志半ばで病に倒れ、死去し、埋葬されるまでの経緯を記したものである。尾崎は上野の甥にあたる。シーベルは幕末に来日し、横浜でシーベル・ブレンワルド商会を設立しており、上野と何らかの接点があったと考えられ、尾崎の面倒を見、その最期を看取っている。葬儀には同じくジュネーブに留学中の大山巖も駆けつけている。ちなみに、尾崎の弟平次郎は日本初のユーフォニアム奏者として知られている。

⑬〜⑯ 大久保利通関係資料に付随する焼損文書。大久保家は明治二十二（一八八九）年の火災により日記を含む多くの貴重な史料を失っている。『鹿児島県史料 大久保利通関係史料一』解題。黎明館は、部分的に残存したもののや、ほとんど真つ黒で読読不能なものなど、様々な理由により目録から除外されていた物も大久保家から譲り受け、参考資料として保管してきた。今回の企画展の調査で改めてこれを点検した所、比較的状态が良く、翻刻に耐えるものも含まれていたため、ここに紹介する。

⑬は西郷から大久保へ宛てたもので、年代未詳である。何か重要な案件が許容されたことを喜んでいるが、今日は休ませてほしいと願う内容である。

⑭・⑮の仲津は、文政十（一八二七）年以降一貫して島津久光に仕えた奥女中で、天保十四（一八四三）年以降は御年寄として奥向きを取り仕切っていた（『虎嘯輯録 墓碑誌銘部』東京大学史料編纂所蔵）。宛所の吉祥院は、勝田孫弥『大久保利通傳』によると、鹿児島城下南泉院支坊吉祥院の住持乗願（税所篤の兄）を指し、囲碁の名手として知られ、島津久光と屢々対局し親交が深かった。久光に接近を図りたい若かりし頃の久久保は、吉祥院を介して意見書等を進上したという。本状は、仲津を介して久光が吉祥院を招こうとしている内容で、これが大久保家にあつたことは、吉祥院が久光と会う日を報せていたことを示唆しており、逸話が史実である事の裏付けと成り得る。

⑯は、薩摩藩英国留学生を引率した町田久成が上野良太郎という変名でイギリスから大久保宛に認めたものである。日付は焼損により欠けているが、「先便石垣氏（新納久脩変名）より申越<sup>ニ</sup>相成候通」とあり、これに該当する石垣の書状（『鹿児島県史料 玉里島津家史料三』一二〇四）の日付は「我十一月八日」で、イギリス首相パーマストンの死（一八六五年十月）を伝えていることから、本状は慶応元年の末に書かれたものと推定できる。前半は日本を取り巻く厳しい国際情勢に触れ、日本の変革を急ぐべき事を記している。後半は留学生の名が見えるが、焼損が激しく要を得ない。

## 例言

- 一 本稿の底本は鹿児島県歴史・美術センター黎明館の収蔵史料であり、詳細は冒頭の「収載文書一覧」に示した。このうち①は山田家文書(館有)、②③④は薬丸家文書(個人蔵・黎明館寄託)、⑤・⑥は井上家文書(館有)、⑦は肝付家文書(個人蔵・黎明館寄託)、⑧⑨⑩は岩下家文書(館有)、⑪は脇田家文書(館有)、⑫⑬⑭⑮⑯は大久保家焼損文書(館有)である。
- 一 読みやすさを考慮し、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。
- 一 磨滅・虫損部分は□を、判読不能な文字は●を以て示した。
- 一 紙幅に制限があるため、原則として底本の改行位置に従わず、前行に追い込んだが、欠字・平出は底本どおりとした。
- 一 著しい焼損が見られる⑭・⑯は、底本の改行位置に従い、焼損部分と残存部分の境目を■を以て示し、概要を把握しやすくした。一行の文字数が多い⑰はフォントを下げた。
- 一 編者の付した注は、原注と区別するために( )で囲んだ。
- 一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江・茂・者・与など一部はそのまま用いた。
- 一 漢字は、一部の異体字・略字・俗字を除き、原則として底本に従った。

## 翻刻

### ① 山田壮右衛門書状案

極御内々御まゝさま迄申上まいらせ候、

(島津茂久)

太守様御事、當春御參勤として御

中途迄御出被遊候所、御所勞<sup>ニ</sup>而御抛なく、御立戻被為成候<sup>ニ</sup>付而者、全体

御立前より御足痛<sup>ニ</sup>被為在候得共、御年若さま之御事故、格別成御障りも在らせられ間敷と申御事にて、少々御無理ながら御さし出し御立<sup>ニ</sup>相成候処、日々御駕籠之内<sup>ニ</sup>御着座にて、追々またく御痛<sup>ニ</sup>御發し被為成、御自分様<sup>ニ</sup>者御かまひなく是非御參勤被遊度と被仰出候得共、何分御供中一統より御願申上、第一御醫師よりハ是非く一應者御立戻り御養生被遊度と再三相願、尤御先祖様方之内、肥後の國より御立歸り之御先例も被為在候御事故、旁強而御願申上、御抛なく御聞濟<sup>ニ</sup>相成、御供之御家老川上式部との江戸<sup>江</sup>御さし出遊し御届仰上られ候処、後日御聞届被成候段、御老中様かたより御達<sup>ニ</sup>而、御養生も御十分<sup>ニ</sup>被為届、御國中一統有難狩候、其後近頃<sup>ニ</sup>至り差上候而も格別成御事も不被為、入候得共、兎角今以寸切と御全快不被為、在、御痛風と申御下地の上、御當人様<sup>ニ</sup>者只々一日も御早く御立被遊度と毎々御せき立被遊候得共、何分御醫師共御受申上ず、五十日あまりの御旅行にて日々御加籠之内<sup>ニ</sup>御着坐之御事故、又々御痛<sup>ニ</sup>御發し被遊候ハ眼前と存上候間、何卒此節者御さつはりと御快氣氣迄ハ幾重<sup>ニ</sup>も御立御見合被遊候様<sup>ニ</sup>と敵敷御留め申上候御事<sup>ニ</sup>御座候、且又、右御立戻り御評議之折柄、江戸表三月の御混雑追々申来り、往来之者迄も色々と噂いたし、江戸より御家来の者も昼夜大急き<sup>ニ</sup>而參上、段々御聞届被遊候処、元御家来筋之者に而當分浪人致居候有村と申者老右の内<sup>ニ</sup>交り居候段御聞遊し、殊の外御驚きに而、御重役初も仰天いたし、何分先便<sup>ニ</sup>者徳川御家<sup>ニ</sup>て者格別成御家柄ことに當分重き御役中と申、呉々も公義へ對せられ至極恐入らせられ、且者先様<sup>ニ</sup>も御自身の御事故、深厚く考へ上候へ者、御家来の内いかゞ心持居可申もはかり難くと若哉万々一も九州のかたへ馳參り候者も御座候てハと色々御供中心配いたし、御所勞の折からと申、旁御引返し<sup>ニ</sup>御治定相成候よし、尤私<sup>ニ</sup>者右已前<sup>江</sup>美濃守様<sup>江</sup>御使仰付られ、御參勤中の御心添猶また御頼<sup>ニ</sup>被進候との御事<sup>ニ</sup>而、よほど御先へ筑前へ參り居候処、御供の御側役より上様御不快、且者無御抛義も被為在、一應御國許へ御立戻り被

遊候間、早々立帰り候様ニと申参り、誠ニく當惑驚人候而、早々御使相勤其段申上候へハ、美濃守様ニも別して御あんじ上御心配遊し、何分少しも早ふ立帰り候様ニと仰聞られ、大急きにて出立、御中途ニ而追付上げ、段々伺上候処、右之御次第実々恐入候御事ニ御座候、左候而、御立帰りの御事追々御國元江仰遣され候へハ、御通り筋の郷土その外承り傳へ、取るものも取あへず昼夜走付、御機嫌伺上候、鹿兒島ニ而も皆々御あんじ申上、御重役始奥向者尚更追々走付、御着城のころハ殊の外成多人數御供申上、一同先者安心いたし候御事ニ御ざ候、扱また美濃守様ニも深く御あんじ遊し、御旅中又ハ御國迄も度々御直書ニ而御心切ニ御見舞仰進られ、御養生も第一之御事ながら、御參勤御立戻りの御事ハ寔以重き御事候へハ、もし哉三月御混雜などの訳にて御引返しにてハ御不都合と思召候間、少しも御快氣の上ハ一日も御早く御參府被遊候様ニと誠ニく御心切さまニ仰進せられ候御事ニ御ざ候、其後江戸表御届も相済、御快氣のうへ者早速御參府被遊候様ニと被仰出候ニ付而者、御重役はしめ安心致し、御養生も亦御十分ニ御整ひ遊し、且又追々江戸表も穩か成との事も申来り、御役人等者尚々安心有難かり候得共、御國中諸士表方之者などハ何事も心得不申、若哉此御時節、御快氣被遊候とて御立ニ相成候てハ然るべからず、何分彦根御家来心底はかりかたしと深く御あんじ申上、最初者五人十人ツ、御供人數の外ニ御供をと願出候もの有之候処、段々承り傳へ、我もくくと諸郷住居の士など迄御願申出、ことの外多人數ニ相成、御重役等至極心配、いかゞ被仰出御宜敷哉と御評義御座候由、近頃ニ至り候而ハ右之者共も多人數願出候事承り傳へ、所詮残らすハ御供被仰付かたくとあきらめ居候得共、いよく御國中端々迄承り傳へ、深く御あんじ申上候様子ニ御座候、一体御存通り御國元の氣質右様成時宜ニ者中々以猶豫勘弁致し不申生質ニ而、此上者最初より身を捨、御法令をも破り、御願も不申上、自分く、御立の前後より付添上出府致すべく、中々以御國ニ寝てハ居られぬと申時宜ニ相成、右承り傳へ候者者、前髪の小

童、極老の病人迄も銘々門口迄杖ニすがり出、倒れ果候迄ハ出て不申候てハ、傍輩近隣の者共腰ぬけと申シ承知不仕人氣ニ而、周防様など実ニ御心配被成たとへ、御快氣被遊候而も中々急ニ者御立者御出来不被遊と深く御當惑被成候、扱又御帰國後周防様・左衛門との等分而万事御念入られ、是迄他國より御國江参り居候者、町人・浪人ハ勿論、出家其外家来・下人迄も一應立帰り候様御申渡、夫より他國の人老人も御國內へ入れざる様ニ御申渡被成、且者万々一も有村同意之者有無計り難しと端々迄嚴敷御吟味の御事ニ御座候、然ルニ江戸表よりハ少しも御早く御參府不遊候てハ、公邊御不都合と申来り、又御立被遊候てハ前文之人数達數も知れぬ程付添上可申、其内ニ者いまた他國の人ニ逢候事もなき者共多く、江戸ハ勿論東海道などに而万一彦根御家中ニ行逢候節ハ例の氣質ニ而人ニさきを越され候事常々別し而恥ニ存知居候へハ、先方ハいかほと穩かニ通り候ても、年若の者ども此方より手を出し、混雜ニ可及もはかり難く、右様の節ハ弥彦根よりの恨を此方ニ引受候姿ニ相成、第一公義ハ對せられ実々恐入らせられ、且者大奥御由緒も被為、在候御事故、御聞ニ達し候てハ不相成、かたく深く御評義相成、無御抛右次第美濃守様へ私御使ニ而万事御打明し御相談被仰遣、何卒南部様へも御示談の上いかゞ被遊候而御宜敷哉と御勘考被進候様御申越相成候処、美濃守様ニも只今迄も御早參府の御事御勧め被成候御勘へ之所、右様成都合始而御聞被成、この外御當惑ニ而何分人氣穩かならざる折柄、御立之義ハ中々御勧め被遊兼候由、尤是迄薩州の人無体ニ他國へ走出候事間々有之、御油断ハ不相成、されハ此此俣いつ迄も御參府御延引にてハ至極御不都合と思召、御自分様江戸ニ被為、入候へハいか様共、公邊へハ御内意も仰上られ候御事ながら、當冬御參府と被仰出候御事故、いまたよほど御聞合有之、就而者御相談の通り、南部様かまたハ御末家の御事故島津淡路守様江右之御意味合くわしく、私より申上、極内御老中様方迄御両方様より御相談遊し、御役柄御たち離れ御差図御願被成候ハ、何とか御取計かた御勘考可申進哉と思召

候段御返答旁御相談相成、私立帰り、其趣御國元へ申上候処、至極御尤成御事、其通り御取計被進候様<sup>二</sup>と御頼相成、又々筑前へ罷出其段申上、南部様・淡路守様<sup>江</sup>之御口上承知仕、其外江戸の御都合向迄も細々承知仕出立、大坂<sup>江</sup>着いたし候処、今度淡路守様御着<sup>二</sup>相成、直<sup>二</sup>御船<sup>二</sup>被為、入候よし<sup>二</sup>付、御用向<sup>三</sup>而御目通申上度段相願、御船へ参上、御國元より之御口上、其外周防様・左衛門とのよりも被仰上候御事、且また美濃守様御口上等申上候処、是亦筑前様御同様至極御當惑にて、當春已来の御都合向、其外御不都合不相成様<sup>二</sup>と毎度芝御家老等<sup>江</sup>も御相談遊し、脇坂様<sup>江</sup>も御出御内意被仰上候趣等細々被仰聞、何分大坂迄も御さし越之御事故、被成かた無之、兎角南部様<sup>江</sup>御願可申上、しかし御同人様江戸御着之事いまた不相分、其節ハ此御封書を兵部とのより脇坂様<sup>江</sup>極御内々差出候様、左候ハ、私<sup>江</sup>御前様より御尋相成候様御取計可被成との御相談<sup>二</sup>而、其外私道中筋迄のこゝろ得かた等細々御懇切<sup>二</sup>被仰聞下され、夫より道中差急候得とも、洪水等<sup>二</sup>而存外手間取、よふく先日着致し、御家老始御役々へも申出、即日直<sup>二</sup>南部様<sup>江</sup>罷出、右之趣細々諸所様より之御口上相込申上候処、いづ方様とても御同様之御事<sup>二</sup>而、ことの外御あんじ被進、其後も度々被召罷出段々御相談<sup>二</sup>而早速久世様へ御出之上、右之趣者全く美濃守様・遠江守様御推察之所にてくわしく被仰上候処、久世様<sup>二</sup>も御困り之体<sup>二</sup>而、何れとくと御勘へ御返答可被成と御申之由、其折柄又々御國元より御家老付之者出府被仰付、猶又被仰付越候<sup>二</sup>者、追々少々ツ、ハ人氣も穩か<sup>二</sup>相成<sup>二</sup>様<sup>二</sup>者候へ共、中々當御参府之処ハ御出来兼被遊候間、其段南部様等<sup>江</sup>申上、猶又御願申上候様<sup>二</sup>と被仰付越候、尤美濃守様御方御飛脚も到着、御直書<sup>二</sup>而南部様<sup>江</sup>被仰進候御事も被為在候由、且亦大坂・伏見等<sup>二</sup>而彦根之事情取々風聞<sup>二</sup>者、西國へも忍ひく走出候ものも有之候処、薩州境<sup>三</sup>而他國人敵敷差留、立入候事相叶ハす、むなしく立帰り候者も有之など、申、江戸同所御屋敷之者も兎角表向と内心とハ格別相替り居候哉<sup>二</sup>も相聞得、旁以南南部様<sup>二</sup>も深く御心

配遊し、逆も此涯容易<sup>二</sup>御参府者御出来不被成と御考へ被成、又々久世様<sup>江</sup>御出にて猶又御相談之上、此節御書付を以<sup>二</sup>三ヶ月御立延之儀御願相成、少々も御快き節ハ、御試として御下屋敷<sup>江</sup>も御出被成、御湯治へも御養生のため御差越被遊度と御願相成候筈<sup>二</sup>相成申候、尤いまた御書付ハ出不申候得共、近々御留守居より御用番様<sup>江</sup>御差出可相成、左候而、御伺濟<sup>二</sup>も相成候ハ、早速御國元へ申上越、追々御快よく被為成候ハ、磯御茶屋などへも御出、またハ御湯治などへも被為入、御参府御手當之方ハ何となく御打捨相成候ハ、自然と諸人同上、先者御立者不被為在御事と存知上、いとなく皆々安心追々穩か<sup>二</sup>可相成哉、又其内<sup>二</sup>者彦根之人氣<sup>二</sup>も居り合可申やと色々御評議の御事<sup>二</sup>御座候、乍去、御國の人氣ハ御まゐさま<sup>二</sup>もよく御存知之御事<sup>二</sup>而、勇氣<sup>二</sup>者過候御事故、中々急<sup>二</sup>者内心居り合申間敷、夫を強く御申渡相成候てハ却而御混雜可相成ハ必定と存上、扱々心配恐入候御事<sup>二</sup>御座候、いつれ共其内<sup>二</sup>者美濃守様<sup>二</sup>も御参府可被遊と存上候間、万事南部様より御相談遊し被下候様<sup>二</sup>と御願申上置候御事<sup>二</sup>御ざ候、右之趣者極々御内々の御事<sup>二</sup>者御座候得共、乍恐天璋院様<sup>二</sup>も嘸々御あんじ被遊居候半寔以恐入らせられ候御事故、極密御まゐさま迄私よりくわしく御咄申上、必々御あんじ不被遊様御局様迄ハ御程よく御取繕ひ被仰上置候様<sup>二</sup>と遠江守様より式部とのへ御相談<sup>二</sup>而、私<sup>江</sup>仰付られ候間、万事少しも差略致さず同上居候有のまゝ相認さし上候、よくく御勘考之上、深く御あんじ不被遊様前後御とり繕ひ、呉々も御程よく仰上られ可被下候、尤御心得の御事ながら、外々様者勿論、此御殿内の人へも必々御内々ながらも御咄ハ御無用<sup>二</sup>と仰付られ候間、左様御心得可被下候、めて度かしく、

猶々御國元御左右者勿論、美濃守様御参府之上御相談旁之御都合者尚また追々申上候御事<sup>二</sup>御さ候、めて度かしく、

② 奈良原喜左衛門起証文

起証文

- 一 御家傳劍術御傳授之趣、雖為親子兄弟他見他言皆而仕間敷事、
- 一 為忠孝專心掛、朝夕無油斷稽古可仕事、
- 一 當流他流善惡之取沙汰、自他之勝負并爭論ケ間敷儀一切仕間敷事、
- 一 右條々屹<sup>与</sup>相守、違背仕間敷、依而起証文如斯御座候、以上、

奈良原喜左衛門

嘉永六年丑七月三日

清 (花押)

薬丸半左衛門様

③ 薬丸長左衛門覚書

- 當流者 御鋒先の強キヲ奉願、不得止事、積年の修行を以萬夫不當の武名を  
 顯し、繼絶興廢の志<sup>ニ</sup>候、私の非兵法、右大意を取忘、一己の悪意を以目前<sup>ニ</sup>  
 自他の勝負を争論いたし、不忠ノ味方打いたす間敷候、  
 右之通一ヶ條如何可有之ヤ、面高氏<sup>江</sup>持越、川上・松山氏<sup>江</sup>吟味相頼、取直  
 もらひ可申候、珍敷儀<sup>ニ</sup>候間、面高氏<sup>江</sup>一ヶ條、川上・松山氏・貴殿一ヶ條  
 ツ、此方<sup>江</sup>遣し為見<sup>ニ</sup>ハ不及、  
 一 神文・血判<sup>ニ</sup>ハ決而不及、上古誓ヒ<sup>ニ</sup>血ヲス、リ候得共、其信不通、春秋<sup>ニ</sup>甚  
 いやしめ玉へり、名実名判<sup>ニ</sup>而可然候、  
 一 人数相重模様<sup>ニ</sup>候ハ、一ヶ月<sup>ニ</sup>六度か九度か刻限を究、夫より外<sup>ニ</sup>ハ一切不  
 相成筋<sup>ニ</sup>可致候、鑓留・鑓打・小太刀・長木刀大秘事<sup>ニ</sup>いたし、此涯取止、

④ 薬丸半左衛門覚書

- 人<sup>ニ</sup>為見申間敷候、横立木、左足先の時は右の膝節を折、右足先の時ハ左の  
 ひさ節を折、貴殿十二三ノ時迄ハ此打様<sup>ニ</sup>而候、  
 一 表の庭下内の庭下の間見計、此雨下<sup>ニ</sup>金竹を植、中門を立、人のつめ込不成  
 様只今より手當いたし置可被申候、山口氏との通りもふさき不申候而ハ、う  
 しろよりつめこミ有之候半、只今より中原氏<sup>江</sup>とくと咄置可被申候、  
 一 誓詞前書の文言、中原氏・吉井氏・小倉氏<sup>江</sup>相談可有之、  
 一 竹之内氏かゝり望の由、年輩も宜候付、随分何<sup>ニ</sup>而も傳へ可申候、今時の二  
 才衆ハ一切油断ハ不相成、口軽ク、心実の様<sup>ニ</sup>見え候得共、最通り不申、用  
 心可致候、

鈴木勇右衛門

大山格之助

門松市兵衛

大迫喜右衛門

永田佐一郎

奈良原喜左衛門

有村武次

仁禮源之丞

江夏仲左衛門

野津七左衛門

山口金之進

右之通御座候、以上、

西六月四日 薬丸半左衛門

右之通、酉六月三日御側役勤小松帶刀殿より當分出精之人數拾人計畫出候様、御用部屋書役有馬九左衛門より鈴木勇右衛門名代<sup>三</sup>而致承知、翌四日、右之通書付差出候事、

### ⑤ 藤井良藏書状

一筆致啓上候、弥無事、皆々御揃被成候半、珍重之至御座候、拙者事も至極元氣、九月十六日、豊後佐賀之関と申所より舟<sup>三</sup>而、翌十七日、伊豫宇和嶋御領八幡浜と申所<sup>三</sup>着船、即より昼夜相急、十九日朝、伊豫之松山三津浜と申所<sup>三</sup>而又々乗船、兵庫<sup>江</sup>廿四日夜着船、小松家へも面会いたし、廿五日大坂へ着、播磨屋へ一宿、廿六日川登り、夜四ツ時伏見へ着、兼春<sup>三</sup>而一宿、廿七日四ツ時京都へ着候処、錦御屋敷者御留主居始一人も居合無之、即より相國寺二本松御屋敷へ参り、弥八郎始皆々へも面会、安心いたし候、近衛様御裏 御殿御台所せき切り候而、黒田始メ上下皆々も住居申候、當月三日三郎様御上京後ハ日々御用多く、正六ツ半時より夜<sup>三</sup>入四ツ過比帰宿、我内<sup>三</sup>而者夜前始而酒ともた<sup>三</sup>べ申候処、内田・高崎左・波江野休入来、内田・高崎ハ一宿いたし候、弥八郎至極元氣、昨七日ハ御用有之御近習通被仰付、難有事<sup>三</sup>御座候、内田・高崎・村山・弥八郎迄四人同様<sup>三</sup>御座候、色々註文品も候へとも跡便より遣し可申、仏棚并燈明廻水納・大小肴桶・ほうき・飯鉢等ハ大坂にて早速取入、早船より下し呉候様安田屋兄方へい細申付置候<sup>三</sup>付、近々下り可申候、廿五日之御間<sup>三</sup>逢候様致し申候、信濃との註文品も追々下し可申、柄糸・下緒ハ打方早速申付置申候、子供へ菓子其外下し可申候へ共、蒸氣船近日便有之候間、夫より下し可申候、丹波嶋其外も同様<sup>三</sup>御座候、○菊千代始皆々元氣<sup>三</sup>候半、折角油断無之様御氣付可被成候、信濃との・佐助との藝古道具代之事すると忘申候故、波江野方へ御相談よろしく御取計可被

成候、信濃との刀拵料も同様<sup>三</sup>御座候、廿五日御法事之事とも高崎氏母様并□御相談程よく御計可被成候、京都至極無事、不相替 三郎様御高名、御着當日ハ寺町邊通行も難成程之事<sup>三</sup>而候、御屋敷御座之間結構<sup>三</sup>御出来、御二階之景氣殊之外見事<sup>三</sup>而、四方之山々八幡・山崎迄見はらし、御泉水も出来、鴨川流にて水も沢山、誠<sup>三</sup>案外結構<sup>三</sup>御座候、又々吉田神楽岡より下夕田地迄南北二丁・東西三丁程御借地相成筈<sup>三</sup>而、先日より御家老同道見分、且吉田殿へハ 拙者御使相勤申候、近々御手ヲ被附、先調煉場<sup>三</sup>相成筈御座候、宮様・近衛様其外御機嫌克、難有御座候、二本松邊ハ万事不自由<sup>三</sup>御座候へとも、かぎ屋も借屋いたし、所帯分にて出張、室町<sup>三</sup>而即より衣裳其外相頼ミ申候、於岡着物も即頼置、折角いそき候様申附置申候、弥八郎羽織も紋所出来無申候、丹波嶋其外かいき等ハ早く入用と存申候、松屋栄七へ申附置候間、是以蒸氣船便御下し可申、拙者も 御姫様御迎として下り方相伺候へと御ゆるし無之、しかし又何事之御用出来も難計奉存候、御存通干物類何も持参不致候処、大<sup>三</sup>込入申候、鯉節とも御登せ被下度御頼申入候、加藤雄介へ頼置候刀いまた相届不申、余り繁多<sup>三</sup>而行届兼候趣被存し申候、佐助との序<sup>三</sup>御尋可給候、知識細工之ふち頭ハ手<sup>三</sup>入候様、是又御働キ給り度、鑿<sup>三</sup>而者込入申候、返ス<sup>三</sup>早く御働給度、手<sup>三</sup>入候ハ、早速慥<sup>三</sup>御登せ可給候、扱申迄も無之候へとも、信濃との・佐助との折角文武御心掛肝要、ケ様之時節柄とても一通り<sup>三</sup>而者相済不申、折角よき朋友御見立、何も御執行可有之、佐助との炮術之儀ハ弥八郎も咄し置、至極尤と申居候間、御入門可被成候、自分好之方へ御入門可有之候、佐助とのへ申候、菊千代へいろはとも御習はせ給り度御頼申入候、留守中万事無油断御心掛可給候、鷹丸上下始之用も頼入、早く下シ可申候、召仕之家来・下人皆々達者仕合<sup>三</sup>御座候、庄助・熊兩人とも弥八郎方へ居申候、皆々正道<sup>三</sup>相勤相慎□申候、熊事拙者とも出立後大<sup>三</sup>わづらひ、既<sup>三</sup>可死程之事<sup>三</sup>候由、段々叮嚀<sup>三</sup>養生いたし呉快氣<sup>三</sup>及候処、其恩ヲ感し、生涯外へハ不行と申居候由、正直もの<sup>三</sup>而仕合之事也、かき屋

皆々不相替叮嚀<sup>ニ</sup>申吳申候、召仕之やすも達者<sup>ニ</sup>而、先日一寸見得申、菓子とも持参、是も下し可申候、正兵衛も大方弥八郎方<sup>ニ</sup>居申候、小手之事も同様追而下し可申、さよとの□其外皆々へよろしく御傳へ可被成候、先ハ急キあらしくかしく、

十月八日 良藏

信濃守との

佐助との

菊千代との

鷹丸との

宮雄との

母との

其外

皆々

参ル

## ⑥ 井上石見書状

御安養奉賀候、然者今般箱館へ裁判所御取建、総督・副総督被 仰付、小子<sup>ニ</sup>も権判事<sup>ニ</sup>而當月中發行申候筈<sup>ニ</sup>御座候、総督ハ未定、副督ハ清水水谷侍従との・土井能登守との<sup>ニ</sup>御座候、蝦夷開拓之事<sup>ニ</sup>裁判所轄轄する所<sup>ニ</sup>御座候、実<sup>ニ</sup>不容易大事件<sup>ニ</sup>而、軽率<sup>ニ</sup>御請可申上義<sup>ニ</sup>も無御座候へとも、先愚案之趣十分申立、不當ながらも一切御委任候ハ、蝦夷地之土ト相成含<sup>ニ</sup>而決心可致、勿論一生ノ栄利ヲ捨、育民ノ業ヲ専らに致し、至誠貫徹候て、終<sup>ニ</sup>彼地<sup>ニ</sup>廟

食するに至るへし、唯夫而已ヲ樂ミと致し、十分踏込ミ尽力之含<sup>ニ</sup>御ざ候、若事業大<sup>ニ</sup>相立、蒸艦来往し、四方有無ヲ通シ、石狩邊大都会の地トナリ、邊陲ノ兵借充実致し、内外ヲ兼堅固<sup>ニ</sup>相成候ハ、別に新瑞穂州ヲ開闢致シ候程<sup>ニ</sup>而、愉快之事<sup>ニ</sup>奉存候、此時に至りてハ兄等之所謂柏松も初て雲ヲ凌ノ榮ヲナシ、伏龍先生堯天之足つきとも相成可申<sup>ニ</sup>存候、御一笑可被下候、尚時氣御厭御自愛專要<sup>ニ</sup>御座候、尚近々可申上候間、旁□□□候、御堅諭可被下候、恐惶謹言、

四月廿日 井上石見

高崎兵部様

## ⑦ 小松帯刀書状

尚々、去ル九日<sup>ニ</sup>者 太政官<sup>江</sup> 御臨幸、総裁・議定・参与 御前<sup>江</sup>被 召、龍顔拜し、御酒肴等□□□□誠<sup>ニ</sup>以恐入難有事<sup>ニ</sup>御座候、 御下坂翌日も御前□被召出、大儀トの 御論言ヲ蒙り、卑賤之身何共恐入候□□□□只夢之様<sup>ニ</sup>御座候、御悦察可被下候、細事筆紙<sup>ニ</sup>尽兼申候、 御誓文式通差上申候、御請□可被下候、

一筆啓上仕候、爾来打絶御安否不奉窺候得共、先々御揃御安康被遊御座候半ト珍重之御義芽出度奉存候、隨而私<sup>ニ</sup>去月廿七日英國公使上京之節、同行被仰付□□居、亦□去ル□□七日御用有之下坂被仰付、當分大坂<sup>江</sup>無異相勤居申候間、乍憚易貴意思召可被下候、陳者、此節 御親征 行幸として去ル廿一日 京師 御出輦、同廿三日 御着坂、昨廿六日、天保山<sup>江</sup> 臨幸、海軍叡覽万端御都合克被為濟、 聖體益御機兼克被為入、恐悅御義、□□之御同慶奉存候、右 行幸<sup>ニ</sup>付、御留主中旁御懸念之處より 太守様<sup>ニ</sup>者京師御取

締之義 御奉命<sup>二</sup>而、御滯京<sup>二</sup>御座候、誠<sup>二</sup>御大任之御事<sup>二</sup>而、余程御配慮之程奉恐入候、併益 御機兼克被為入、恐悅御同慶奉存候、江戸表も先々恭順之由、謝罪之実行も相立可申<sup>与</sup>之事<sup>二</sup>而、頻<sup>二</sup>歎願等有之哉<sup>二</sup>御座候間、干戈<sup>二</sup>不致候而相済可申<sup>与</sup>奉存候、左候得者無此上御都合<sup>二</sup>而、御同慶奉存候、(相長義・帶刀次兄)治部様も御出陣相成申候、別段細々之御左右者申參らず候得共、御無事之段者追々相分申候間、御安心可被下候、當地當分者別段相替候事も無之候、於御地段々御变革被仰出候由、御軍事御手當□盛大之由、御同慶奉存候、細事申上度義多々御座候得共、御下坂中昼夜御用向寸暇更<sup>二</sup>無之、執筆心<sup>二</sup>任せ不申閣筆仕候義、御海涵可被下候、御姉様<sup>江</sup>別段御伺等可申上候得共、前文之次第<sup>二</sup>而甚不埒之至、可然御鶴声之程奉冀候、先者此旨時候御窺旁如是御座候、恐惶頓首

三月廿七日認 小松帶刀

(肝付兼高・帶刀長兄)  
丹波様

呈貴下

再白、時下御自愛專要奉存候、御湯形地老反ツ、進上仕候間、御笑留被下候得者多幸奉存候、多忙中乱毫真平御仁免可被下候、再白、

### ⑧ 南部弥八郎書状

謹而奉呈寸楮候、暑威相促候処、益御清適被為成御奉職、誠以奉恐悅候、然者私事閏月四日夕川口出帆、至極之順風<sup>二</sup>而、八日夕下之関着、翌日小倉着船、九州路兼行倍道、十六日夕四時之頃本府着仕、暫時叔父方<sup>江</sup>罷在、明十

日、織屋内<sup>江</sup>仮移仕申候、去ル廿四日、不奉存寄御船奉行見習御役被仰付、開成掛被仰付、難有仕合奉存候、出立之節者、以格別之御懇篤拜借被 仰付、難有右を以九州通行之処、尚亦存外之割増等<sup>二</sup>而漸く御國境迄旅行、旁以重畳仕合奉存候、閏月廿四日御役被 仰付、分而新納大夫の御懇撰、日々相勤罷在候事乍から、過日も申上候通、彼是之經濟者勿論、勝氏より五拾兩、横浜<sup>二</sup>而外人より廿五兩借用之分返済之手段全く無之、左様御座候とて、或人のことく官府より御返并可奉願心志も無之、加之、昨年香港行諸入費も多分借用相成居候儀、彼策略不行時は是亦返済之道不立候而者信義<sup>二</sup>關係仕、終に御國辱<sup>二</sup>も相成候様<sup>二</sup>而者、死而罪を補ふ<sup>二</sup>不足事<sup>与</sup>日夜苦心仕候、就而者内々奉懇願置候浪花・兵庫、次<sup>二</sup>崎陽等之勤務被仰付被成下候ハ、以御蔭前書之借債不数年相償、死而眼を閉き可申<sup>与</sup>、一日千秋<sup>与</sup>奉待 御沙汰候、將兵庫貿易コンペニーの事件も既<sup>二</sup>大野甫立外一兩人、大家成商人心組も御座候間、於御許容者、即取調可申候<sup>二</sup>付、尚亦御熟考可然思召候ハ、御組立被成下度奉伏希上候、此度幸便<sup>二</sup>まかせ前文奉願上度如斯御座候、且亦乍末御宿許<sup>江</sup>相伺候処、被為揃御機嫌宜被為在候、心緒難尺寸楮、此<sup>二</sup>誠惶拜具百拜、

五月十日認

南部弥八郎

岩ミニストル君

閣下

### ⑨ 南部弥八郎添状

副啓奉追謝候、既<sup>二</sup>出立之時分奉内願候趣も御座候<sup>二</sup>付、京坂より飛檄到

着いたし候由承候へ者、何となく心待、兩日程は恍惚と仕、跡以て考候へハ、方今宇内最大有為之時、尊慮未及些少愚にも惑える哉と存居候、乍去、齡已<sub>二</sub>五十、日暮途遠、如是罷在候得者、兩三年をまたすして終幽冥の客となり候半平、別紙<sub>二</sub>も申上候通、香港行にて外國人より之借財数百元全く道を付不申時は、終<sub>二</sub>御國名をも汚穢し、死而罪を補ひかたく、一<sub>二</sub>亦江戸<sub>二</sub>而冤罪を蒙り、刑罰の庭<sub>二</sub>恥辱をさらし候、一時之新聞香港・上海若くはニヨウヨルク一二之友人<sub>江</sub>も相聞候<sub>二</sub>付、今一度浪花・兵庫等<sub>江</sub>罷出、随時便宜を以横港<sub>江</sub>罷越、右之恥辱一洗仕度<sub>与</sub>懇願仕候儀<sub>二</sub>御座候、何卒事情 御憐恤願望成就仕候儀、偏奉希望候、将亦一昨日議政所参謀職被相立、蓑田傳兵衛・市来六左衛門・橋口彦次・田畑平之丞外一人、姓名逸、有志之者<sub>江</sub>者右会局<sub>江</sub>罷出、議論建白仕候様被仰付候、開成所も造士館合併被仰付、七月中<sub>二</sub>而局<sub>二</sub>出来、引移相成可申、何卒漢洋和三学之少塾生いさかひ無之様<sub>二</sub>と奉存候事<sub>二</sub>御座候、乍内々桂大夫是迄三四十日御引入、已<sub>二</sub>辞職表御差上之処、分而御差止<sub>与</sub>之事御座候、先者右副願旁奉申上度如斯御座候、何分御憐愍之御沙汰奉仰望候、誠恐誠惶頓首百拜、

五月廿二日 南部弥八郎

岩 公

閣下

### ⑩ 吉井幸輔書状

猶々本文相公<sub>江</sub>ひどく御せまり可被下候、

佛國<sub>江</sub>薩州より針打本込<sub>二</sub>五千挺・野戦砲二十五挺相頼<sub>二</sub>、最早出来居候由、

右代金拾七八萬兩<sub>二</sub>相及候、此大小砲を早く 朝廷<sub>二</sub>御備へ相成度、賊徒<sub>二</sub>ハ早ヤ七連銃隊相備へ候由、うかく油断して打過る内、彼ハ必死<sub>二</sub>手當する<sub>二</sub>相違無之候間、何卒唯今より其御用意被成度奉存候、今度御借入之五百萬ドル<sub>二</sub>而早々御取寄相成候様御<sub>二</sub>可被下候、唯々目前之事<sub>二</sub>の<sub>二</sub>心を用ヒ候而ハ不相濟哉<sub>二</sub>奉存候、以上、

六月廿五日 吉井幸輔  
岩下佐次右衛門様

追而今日御軍艦着港、明日兵隊など乗せ組、明後早天より乗出候<sub>二</sub>御座候、惜哉十二斤積成らず、手筈間違候<sub>二</sub>ハ毎も込入次第御座候、

京都  
岩下佐次右衛門様 吉井幸輔  
要用  
敦賀より

### ⑪ 吉井幸輔書状

待てとくらせと船も来らず、蒼蠅眠を妨てねるもねられず、余計<sub>二</sub>朝をおもひ出し候、心情御察可被下候、余り日の長サ<sub>二</sub>別紙書記し差上申候、御序<sub>二</sub>相公<sub>二</sub>御差出可被下候、追々庄内近海より船も入来り、夫々相札候処、庄内より秋田<sub>二</sub>兵を差向候様子<sub>二</sub>候得共、又々取止相成候と此十三四日比承候而出帆いたしたりと船頭申出候、左様追々船も入港いたし候付、御役人此地<sub>二</sub>出張、船改など嚴重<sub>二</sub>なされ候方可御宜奉存候、新納君<sub>江</sub>可然御傳可被下候、

二人の女とも<sup>江茂</sup>同断よろしく御頼申上候、以上、

六月廿五日 幸輔

佐次右衛門様

⑫ H. シーベル書状写

写

子安少丞様  
能勢辰五郎訳

一翰呈上仕候、陳者、閣下貴甥尾崎君、當地之諸芸学校ニ於て研究之為當地  
ニ御留学相成居候処、本月廿五日午前六時十五分拙者面前ニ而御逝去被成候、  
実ニ御愁傷之至与存候、貴甥暫く肺病御煩ニ付、伯靈ニ於て醫師と御相談相  
成候処、猶暖和之地へ御移住可然旨忠告いたし候趣ニ候得共、不幸ニして其  
手続を施すへき余白なく、終ニ病魔之意を逞ふるニ至り申候、同君去ル九  
月當地へ御越之節、拙者此地ニ罷在候旨御承知相成、拙者へ書状被差送、閣  
下貴甥ニ而学業を好ミ鋭敏之一男子なりと知候間、拙者力ニ及候丈ハ御世話  
致し候儀ニ有之候、又右学校へ入校之節、試業を受んか為め良師をも御世話  
ノ上、當地寄宿之為良家を御世話申上置候へとも、豈料不寓ニ御死去相成、  
学業も水泡ニ帰し申候、且昨十月初旬より病床ニ平臥相成候ニ付、最良之醫師  
を招き、且寄宿舎之主人たる婦人も夜ニ床側ニ看侍し、力を尽して世話致呉  
候得共、不幸ニして其甲斐もなく、尽力も空く相成申候、最初ニ者何卒少  
く快方ニ趣き御帰朝もあれがしニ存候へとも、病根深遠、終ニ其希望も空く相  
成、遺憾之至ニ候、同君死期將ニ近キニ在るを御推察被成候哉、御死去之三日  
前拙者へ御遺言有之、袂時計并其鏈者同君の御母公ニ呈進せん為め 閣下ま  
て送致可仕、又凡百五十部余の書籍ハ文部省へ御献納被成度旨、且又其外之

小物件ハ當地之友人ニ分配致度御演述有之候、右御遺言の後ハ大ニ御安心之  
御様子ニ而、泰然於逝去相成申候、唯御心懸りハ、御母公若シ此事を聞かれ  
なハ其悲哀如何計と推量せられ、又別ニ資給する者なく、是のみ御痛心之趣  
加之、多分之金子を費耗しなから学業中道ニして國恩ニ報ゆる能はず、是亦  
残懷至極なる旨御陳述相成申候、拙者御臨終までも御世話致し、実ニ旧友  
を失ひ申候心地ニ御座候、又同君の性善良温順ニ而、固実の学業を得んと勉  
勵精研被致候ニ付、同君面識之者ハ皆同君を好愛恭敬致し候、又同君其学ニ  
勉強被致候へハ、成業之上ハ必ず用立へき人物と相成、殊ニ貴國之為大ニ裨  
益を為すへき人物と相成可申ハ疑ふ処無之候、當地ニ者貴國人一人も居住無  
之候得共、拙者力ニ及候丈者御扶助申上、御省護申上、同君も大ニ拙者ニ依頼  
相成居候ニ付、大抵日々尋問し、決して单身御暮之事ハ無之、此段同君御母  
公并同兄弟ニも閣下より御談話可被下候、御物故の翌日、大山君ジエネバよ  
り御来着相成、葬式相整、フロテスタント宗の埋葬地ニ葬り申候、別其櫃ハ  
花環等を以美□ニ裝飾し、同君并物者之友人凡三十名程送葬致し候、且寺僧  
之右場所ニ而抽秀之弔詞を誦読致し候、大山君并拙者大理石之墓碑を建可申  
候間、不遠落成可仕候ニ付、右建設相成次第写真ニ取、差進可申候、右之外  
尚勘定も有之候処、右ハ正當ニ整調可致旨大山君より御示教ニ付、何レ左様  
致し精細ニ取調、委細目録書を作り、在巴里貴國公使鮫島公へ相送可申、且  
同公之御指令相待居可申候、墓碑代料を籠め千五百フランク余、則メキシコ  
銀ニして三百元程可払金子有之候、拙者同君之衣類その他物品者櫃中へ詰め、  
遺籍者別箱ニ入れ、何れ巴里より指令相達次第 右之品物閣下江差進可申候、  
右衣類ハ同君御兄弟方ニ者必要と存候、拙者同君御死去御愁傷察入候段閣下  
より御兄弟方江御通可被下候、大山君より閣下江の書翰一通同君の旅行免状  
并ニ髮一捲相添差上申候、右数件、甚以慙愁之至ニ候へとも、謹て演舌仕候、

千八百七十四年正月卅日

於瑞西國ズーリツチ

エツチ、シーベル

上野景範君

閣下

⑬ 西郷吉之助書状

(端裏書)

「二蔵様 吉之助

貴酬

」

芳翰難有奉誦仕候、陳ハ、一々 御許容被下候段、踊躍此事ニ御座候、深謀  
蜜策ハ帷幕ニ譲リ、今日ハ何卒御暇被下度奉合掌候、頓首、

六月十八日

⑭ 仲津消息

■御都合ハ別而御よろしく候、

■状拝見申上候、弥無隙

此うへ無存上候、さやうニ而先日

御返とふ御伺として御文則

■候へハ、御都合しごとく

御よろしく、両三日の内こなたより

御返とふ遊ハし候半、其内

■の為よろしく申置候

やうニ●●此よしよろしく

御申上度、何分夕ニ及、あらく

御よろしく一寸御受取まで申上候、以上、

十月十四日

吉祥院様

仲津

御受取

⑮ 仲津消息

追々御寒サニ迎ひ候へ共、弥無御障、御嬉しく存上候、さやうニ而、御まゑ  
様御事、両三日中其御都合次第一寸こなたへ御出可被下、此よし鳥渡よろし  
く申上候、以上、

十月十五日

吉祥院様

仲津

⑯ 上野良太郎書状

■御両殿様培々御機嫌能被為人、御領内猶以穩ニ御座候旨承知いた

■慶仕候、貴氏にも暫時御上京相成居候由、併間も無く御帰郷其以来

■御連務ニ候半存申候、猶當地も書生中者勿論、拙生ニ至る迄無異消光罷在候

■希物也、偕ハ此度之御書京撰之事情詳ニ御洩し被下

